

三木市中央公民館等複合施設整備・維持管理事業 基本協定書（案）

三木市中央公民館等複合施設整備・維持管理事業（以下「本事業」という。）に関して、三木市（以下「発注者」という。）は、代表企業である●●●（以下「代表企業」という。）〔並びに構成企業である●●●、●●●及び●●●〕（以下、これらの者及び代表企業を個別に又は総称して「構成員」という。）で構成されるグループ（以下「受注者」という。）との間で、本事業に関する基本的な事項について合意し、次のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第1条（趣旨）

本協定は、本事業に関し受注者が公募型プロポーザル方式により優先交渉権者として選ばれたことを確認し、本事業に係る次の各号に掲げる契約（以下、〔第1号乃至第5号に掲げる契約を〕個別に又は総称して「特定事業契約」という。）の締結に向けた、発注者及び受注者の双方の協力について定めることを目的とする。

- (1) 発注者と本事業のうちの設計・建設業務の遂行者としての●●●、●●●及び●●●（以下「設計・施工企業」という。）の間に締結される三木市中央公民館等複合施設整備・維持管理事業設計施工一括契約書（以下「設計施工一括契約」という。）
- (2) 発注者と本事業のうちの維持管理業務の遂行者としての●●●、●●●及び●●●（以下「維持管理企業」という。）の間に締結される三木市中央公民館等複合施設整備・維持管理事業維持管理業務委託契約書（以下「維持管理業務委託契約」という。）
- (3) 三木商工会議所と維持管理企業の間で締結される商工会議所維持管理業務委託契約書（以下「商工会館維持管理業務委託契約」という。）
- (4) 設計施工一括契約に基づいて整備される新複合施設に係る区分所有建物の管理組合と維持管理企業の間で締結される共用部維持管理業務委託契約書（以下「共用部維持管理業務委託契約」という。）
- 〔(5) 発注者と本事業のうちの自由提案業務の遂行者としての●●●、●●●及び●●●（以下「自由提案施設企業」という。）の間に締結される設計施工一括契約に基づいて整備される自由提案施設に係る〔使用貸借契約〕/〔区分所有建物売買契約〕（以下「自由提案施設契約」という。）〕

第2条（発注者及び受注者の義務）

1. 発注者及び受注者は、特定事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応する。
2. 受注者は、特定事業契約締結のための協議にあたっては、本事業の選定手続に係る選定委員会及び発注者の要望事項を尊重する。

第3条（特定事業契約の締結）

1. 受注者は、募集要項（本事業に関し令和7（2025）年●●月●●日に公表された募集要項及び要求水準書並びにこれらの添付資料及び付属資料（公表後の追加及び変更を含む。）をいう。以下同じ。）に添付の特定事業契約書案の形式及び内容にて、設計施工一括契約を令和8（2026）年〔6〕月●●旬を目処として、維持管理業務委託契約を令和11（2029）年●●月●●旬を目処として締結するべく最大限努力する。〔受注者は、〔発注者が満足する形式及び内容にて、自由提案施設契約を令和11（2029）年●●月●●旬を目処として〕締結するべく〕/〔自由提案施設に係る行政財産の目的外使用許可を令和11（2029）年●●月●●旬を目処として受けるべく〕最大限努力する。〕また、受注者は、募集要項に添付の特定事業契約書案の形式及び内容にて、商工会館維持管理業務委託契約及び共用部維持管理業務委託契約を令和11（2029）年●●月●●旬を目処として締結するべく最大限努力する。
2. 発注者は、募集要項に添付の特定事業契約書案の文言に関し、受注者より説明を求められた場合、募集要項において示された本事業の目的及び理念に照らして、その条件の範囲内において趣旨を明確化する。
3. 第1項の規定にかかわらず、構成員のいずれかが本事業に関して次の各号のいずれかに該当し

たとき又は募集要項に規定する構成企業の参加資格要件を満たしていないとき若しくは応募者の制限事由に該当するときは、発注者は未締結の特定事業契約を締結せず〔、行政財産の目的外使用を許可せず〕、本協定及び締結済みの特定事業契約を解除〔し、又は行政財産の目的外使用許可の取消しを〕することができる。

- (1) 公正取引委員会が、構成員に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条の規定により、排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき（同法第77条に規定する抗告訴訟が提起されたときを除く。）。
 - (2) 公正取引委員会が、構成員に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定により、課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき（同法第77条に規定する抗告訴訟が提起されたときを除く。）。
 - (3) 構成員が、独占禁止法第77条に規定する抗告訴訟を提起し、その訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
 - (4) 構成員（法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。）に対する刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
4. 第1項の規定にかかわらず、構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当したときは、発注者は、未締結の特定事業契約を締結せず〔、行政財産の目的外使用を許可せず〕、本協定及び締結済みの特定事業契約を解除〔し、又は行政財産の目的外使用許可の取消しを〕することができる。
- (1) 役員等（構成員が個人である場合にはその者を、構成員が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下本項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下本項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下本項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - (6) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (7) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が本項第1号から第6号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (8) 構成員のいずれかが、本項第1号から第6号までのいずれかに該当するものを下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（本項第7号に該当する場合を除く。）に、発注者が当該構成員に対して当該契約の解除を求め、当該構成員がこれに従わなかったとき。
5. 構成員のいずれかが募集要項において提示された参加資格の一部若しくは全部を喪失した場合又は設計施工一括契約について、無効若しくは取り消される原因となる事由又は受注者において解除される原因となる事由が生じている場合には、発注者は、未締結の特定事業契約を締結せず〔、行政財産の目的外使用を許可せず〕、本協定及び締結済みの特定事業契約を解除〔し、又は行政財産の目的外使用許可の取消しを〕することができる。

第4条（賠償額の予定）

1. 発注者は、構成員のいずれかが前条第3項各号、同条第4項各号又は第5項に定める場合のいずれかに該当するときは、発注者が特定事業契約の締結如何又は本協定の解除をするか否かを問

わず、違約金として、受注者が提案書類（受注者が公募手続において発注者に提出した応募提案、発注者からの質問に対する回答書その他応募者が特定事業契約締結までに提出した一切の書類をいう。以下同じ。）に記載した設計施工一括契約の契約金額並びに維持管理業務委託契約、商工会館維持管理業務委託契約及び共用部維持管理業務委託契約の業務委託料〔、並びに〔自由提案施設契約の売買金額〕 / 〔発注者が設定する行政財産の目的外使用の許可に係る使用料〕〕の合計額の100分の10に相当する額を請求することができる。

2. 前項の場合において、構成員は、連帯して前項の規定による違約金支払義務を負担する。
3. 第1項の場合において、発注者に生じた実際の損害額が同項の規定による違約金の額を超える場合には、受注者は、その差額を発注者の請求に基づき支払うものとする。かかる超過分の損害賠償義務についても、構成員は、連帯してこれを負担する。

第5条（準備行為）

特定事業契約締結前であっても、受注者は、自己の費用と責任において、本事業に関してスケジュールを遵守するために必要な準備行為を行うことができ、発注者は、必要かつ可能な範囲で、かかる準備行為に協力する。

第6条（特定事業契約の不成立）

1. 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第4号）第2条の規定による契約の締結が三木市議会において否決されたことにより、設計施工一括契約の締結に至らなかった場合、既に発注者及び受注者が本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。
2. 前項の場合を除き、特定事業契約のいずれかが締結に至らなかった場合は、当該契約の締結に至らなかったことについて責めに帰すべき者が、他方当事者の損害を賠償する。

第7条（代表企業）

1. 代表企業は、本事業の事業期間を通じて受注者全体の代表企業としての役割を意識し、構成員間の調整を行うものとする。
2. 構成員は、特定事業契約に基づく発注者に対する意思表示及び通知その他の連絡につき代表企業を通じて行い（ただし、構成員のいずれかが、自己に関する事項につき直接発注者に対して通知を行った場合を除く。）、代表企業は他の各構成員を代理してこれを行う。発注者は、特定事業契約に基づく事業者又は構成員のいずれかに対する意思表示及び通知その他の連絡を代表企業に対して行えば足りるものとし、代表企業は、他の各構成員のために発注者の特定事業契約に基づく事業者又は構成員のいずれかに対する意思表示及び通知その他の連絡を受領する。
3. 各構成員は、前項に基づき当該構成員を代理する権限の一切を代表企業に対して本協定をもって取消不能で授権する。
4. 第2項及び前項の定めにかかわらず、設計・施工企業は、発注者の承諾を得たときは、設計施工一括契約に基づく発注者に対する意思表示及び通知その他の連絡につき設計・施工企業を通じて行い（ただし、設計・施工企業のいずれかが、自己に関する事項につき直接発注者に対して通知を行った場合を除く。）、設計・施工企業は他の設計・施工企業を代理してこれを行うことができる。この場合、発注者は、設計施工一括契約に基づく設計・施工企業に対する意思表示及び通知その他の連絡を設計・施工企業に対して行えば足りるものとし、設計・施工企業には、他の各設計・施工企業のために発注者の設計施工一括契約に基づく設計・施工企業に対する意思表示及び通知その他の連絡を受領する。
5. 第2項及び第3項の定めにかかわらず、維持管理企業は、発注者の承諾を得たときは、維持管理業務委託契約に基づく発注者に対する意思表示及び通知その他の連絡につき維持管理企業を通じて行い（ただし、維持管理企業のいずれかが、自己に関する事項につき直接発注者に対して通知を行った場合を除く。）、維持管理企業は他の維持管理企業を代理してこれを行うことができる。この場合、発注者は、維持管理業務委託契約に基づく維持管理企業に対する意思表示及び通知その他の連絡を維持管理企業に対して行えば足りるものとし、維持管理企業は、他の各維持管理企業のために発注者の維持管理業務委託契約に基づく維持管理企業に対する意思表示及び通知その他の連絡を受領する。

[6. 第2項及び第3項の定めにかかわらず、自由提案施設企業は、発注者の承諾を得たときは、
〔自由提案施設契約に基づく〕 / 〔行政財産の使用許可に関する〕 発注者に対する意思表示及び通知その他の連絡につき自由提案施設企業を通じて行い（ただし、自由提案施設企業のいずれかが、自己に関する事項につき直接発注者に対して通知を行った場合を除く。）、自由提案施設企業は他の自由提案施設企業を代理してこれを行うことができる。この場合、発注者は、
〔自由提案施設契約に基づく〕 / 〔行政財産の使用許可に関する〕 自由提案施設企業に対する意思表示及び通知その他の連絡を自由提案施設企業に対して行えば足りるものとし、自由提案施設企業には、他の各自由提案施設企業のために発注者の〔自由提案施設契約に基づく〕 / 〔行政財産の使用許可に関する〕 自由提案施設企業に対する意思表示及び通知その他の連絡を受領する。]

第8条（本協定上の権利義務の譲渡の禁止）

発注者及び受注者は、他の当事者の全員の書面による承諾なく、本協定上の権利義務につき、自己以外の第三者への譲渡又は担保権の設定をしてはならない。

第9条（秘密保持義務）

1. 発注者及び受注者は、本協定に関連して相手方から秘密情報として受領した情報を秘密として保持して責任をもって管理し、本協定の履行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、本協定に特に定める場合を除き、相手方の事前の書面による承諾なしに第三者に開示してはならない。
2. 次の各号に掲げる情報は、前項の秘密情報に含まれない。
 - (1) 開示の時に公知である情報
 - (2) 相手方から開示されるよりも前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
 - (3) 相手方に対する開示の後に、発注者又は受注者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
 - (4) 発注者及び受注者が、本協定に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報
3. 第1項の定めにかかわらず、発注者及び受注者は、次の各号に掲げる場合には、相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来たす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。
 - (1) 弁護士、公認会計士、税理士及び国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
 - (2) 法令等に従い開示が要求される場合
 - (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
 - (4) 発注者又は受注者との間で守秘義務契約を締結した発注者のアドバイザー及び本事業に関する受注者の下請企業又は受託者に開示する場合
 - (5) 発注者が、本事業に係る各業務を構成員以外の第三者に請け負わせ若しくは委託する場合において当該第三者に開示するとき又は当該第三者を選定する手続において特定若しくは不特定の者に開示する場合
4. 受注者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、兵庫県個人情報の保護に関する法律施行条例（兵庫県条例第44号）及び三木市個人情報保護法施行条例（令和4年条例第24号）の規定に準拠し、本業務の実施に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及び毀損等の事故の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第10条（本協定の変更）

本協定の規定は、発注者及び受注者の書面による合意がなければ変更できない。

第11条（管轄裁判所）

本協定に関して生じた当事者間の紛争については、神戸地方裁判所をもって合意による第一審の専属的管轄裁判所とする。

第12条（本協定の有効期間）

1. 本協定の有効期間は、本協定締結の日から、すべての特定事業契約が締結されて本契約となったときまでとする。ただし、第7条の定めは本事業終了までの間、有効に存続するものとする。
2. 第3条第3項から第5項までの定めその他の本協定の規定に基づき本協定が終了（解除による場合を含む。）した場合は、締結済みの特定事業契約は当然に終了する。
3. 前二項の規定にかかわらず、第9条、第11条及び第13条の定めは本協定の終了後も有効に存続し、当事者を法的に拘束し続けるものとする。

第13条（準拠法）

本協定は日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈される。

第14条（誠実協議）

本協定に定めのない事項、又は本協定に疑義のある事項については、関係法令及び三木市契約規則（平成4年規則第9号）によるほか、その都度、発注者及び受注者が誠実に協議の上これを定めるものとする。

[以下余白]

本協定の成立を証するため、本書●通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和●（2025）年●月●日

兵庫県三木市上の丸町10番30号

発注者 三木市

代表者 市長 [仲田一彦] 印

受注者 （代表企業）

住所

企業名

代表者

（構成企業）

住所

企業名

代表者

（構成企業）

住所

企業名

代表者

（構成企業）

住所

企業名

代表者